

平成28年10月13日

今村法務行政書士事務所
特定行政書士 今村 福次 殿

港湾局海洋・環境課長

平成28年9月13日付けをもって照会のあった件について、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会に係る法令の条項を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

1 回答

照会のあった事実について、照会法令の適用可否は以下のとおりとなる。

- ② 甲は適用対象とならない。
- ③ 乙は適用対象となる。

2 当該事実が照会法令の適用対象となることに関する見解及び根拠

② 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（以下「海防法」という。）は、一般法である廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）の特別法として位置付けられ、海防法に定めがある範囲においてはそれが優先され、特段定めがない範囲においては廃掃法が適用される。船舶廃油を収集運搬することについては、海防法において特別の定めがないため、廃掃法に基づく産業廃棄物収集運搬業者であれば、照会法令の許可は必要とならない。

③ 見解において根拠としている昭和63年9月26日運環第66号の通知は、マルポール条約附属書Vが国際的に実施されることに伴い、海防法の一部を改正する法律の施行に併せ、船舶等において生ずる廃棄物の取扱いについて説明したものである。海防法において「廃棄物」は「人が不要とした物（油及び有害液体物質等を除く。）をいう。」と定義され、船舶廃油については除外されており、船舶廃油は陸揚げされた後も海防法の適用を受ける。

また、「港湾における船内廃棄物の受入に関するガイドライン（案）平成24年12月」における「船内廃棄物」とは、上述のマルポール条約附属書Vにおいて定義され、当

ガイドライン上「他の附属書において定義され、またはこれらに掲げられている物質を除く。」とあるとおり、マルポール条約附属書 I に定義されている船舶廃油についてはガイドライン上に示される「船内廃棄物」から除外されているため、ここで例示されている廃棄物には該当しない。

つまり、船舶廃油の処理は、海防法において「港湾管理者及び漁港管理者以外の者は、廃油処理事業を行なおうとするときは、廃油処理施設ごとに、国土交通大臣の許可を受けなければならない。」とあるとおり、廃掃法に基づく産業廃棄物処分業の許可を得たのみでは行えず、海防法第 20 条に基づく許可が必要である。以上をもって、照会法令の適用対象となる。